

質屋古物商等ほう賞要領について（概要）

（平成20年12月24日 鹿捜一第325号）

本通達は、強盗・窃盗等の犯罪捜査に積極的に協力した質屋、古物商等に対するほう賞を行うため、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 適用範囲
- ほう賞の基準
- ほう賞の上申

等である。